

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の概要

- 液化石油ガス販売事業に係る保安規制は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下、「液石法」という。）において規定。

液石法の目的規定

第1条 この法律は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

液石法の特徴

- ◇液石法では、**供給設備点検、消費設備調査、周知、緊急時対応**については、**認定を受けた保安機関**が実施。
- ◇液化石油ガス販売事業者が自ら実施したい場合には、**自ら認定を取得**することが必要。

供給設備

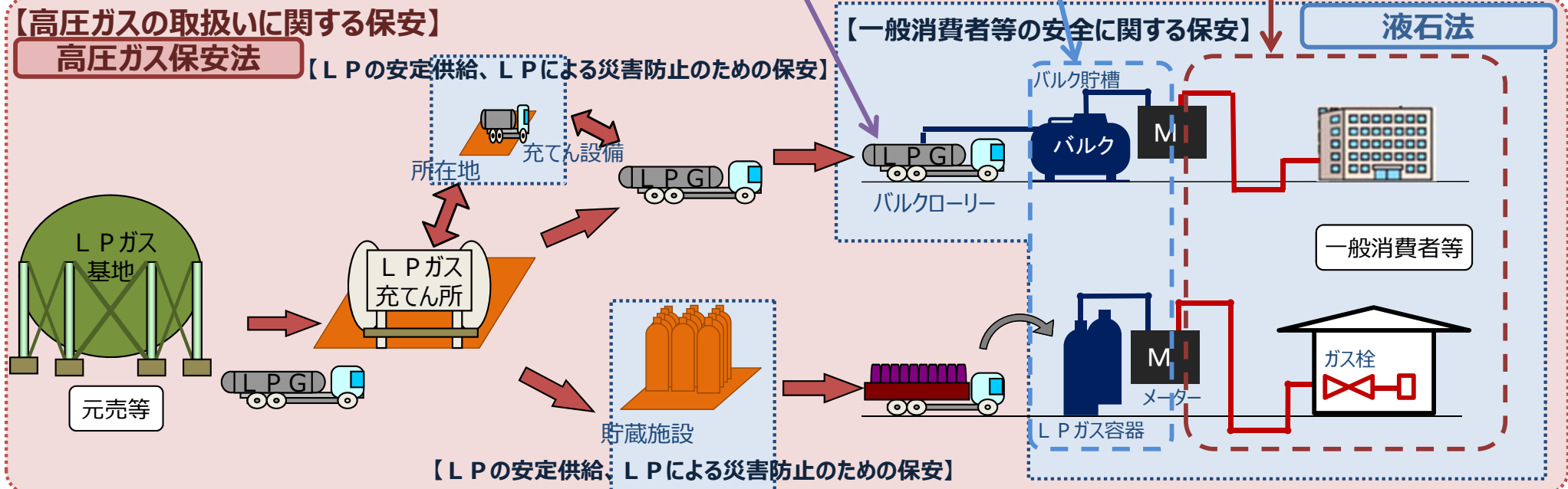
【液化石油ガス販売事業者に対する義務】
技術基準適合維持義務（第16条の2）、業務主任者の選任（第19条）
供給設備点検、緊急時対応（第27条）、特定供給設備の完成検査（第37条3）等

充てん設備

【充てん事業者に対する義務】
設置の許可（第37条の4）、完成検査（第37条4第3項において準用する第37条の3）等

消費設備

【液化石油ガス販売事業者に対する義務】
消費設備調査・周知・緊急時対応（第27条）
【一般消費者等】基準適合命令（第35条の5）



液石法と高圧ガス保安法の手続きについて

- 液石法は、高圧ガス保安法の中から液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分を抜き出したもの。
- 手続きについては、基本的には高圧ガス保安法から液石法に係るものは除かれており、製造設備に関する許可や事故の届出といった共通する保安領域に関する手続きは高圧ガス保安法に委ねられている。
- 同一事業者が民生用と工業用の両方の事業を実施する場合など、液石法・高圧ガス保安法双方の手続きが必要。（熊本市の支障事例（完成検査等）はそのケース。）

法令	主な手続き	権限者
液石法	販売事業者の登録 保安機関の認定	経済産業大臣（複数県）又は都道府県知事（単一県）
	貯蔵施設又は特定供給設備の許可	都道府県知事
	充てん設備の設置許可、検査等	都道府県知事
	特定液化石油ガス設備工事事業の開始、工事の届出等	都道府県知事
	立入検査等	都道府県知事
高圧ガス保安法	製造の許可 貯蔵の許可（液石法を除く） 販売事業者の届出（液石法を除く）	都道府県知事又は指定都市の長（事業所毎）
	完成検査及び保安検査に係る認定	経済産業大臣
	事故届	都道府県知事又は指定都市の長（液石法に係るものは都道府県知事）

熊本市からの提案

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲について、提案があった。
- 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（2019年6月28日開催）において、液石法に係る提案が重点事項となる。

（1）求める措置の具体的内容

液石法の販売事業、保安機関等に係る登録、認定、許可等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲することを求める。

（2）支障の概要

液石法は、言わば高圧法から「液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分」を抜き出し、詳細に定めたものであり、液化石油ガスを取り扱う事業者には同法だけでなく、高圧法が適用される部分（移動、輸入、廃棄、容器、事故等）も多い。

このように適用範囲が複雑に入り組んでいる両法のうち、2018年度から高圧法のみが指定都市に権限移譲されたことで、事故対応や両法の適用を受ける施設の完成検査及び保安検査等において県と指定都市の間で判断の難しい調整業務が新たに発生している。また、事業者にとっても両法で窓口が異なることが負担となっている。

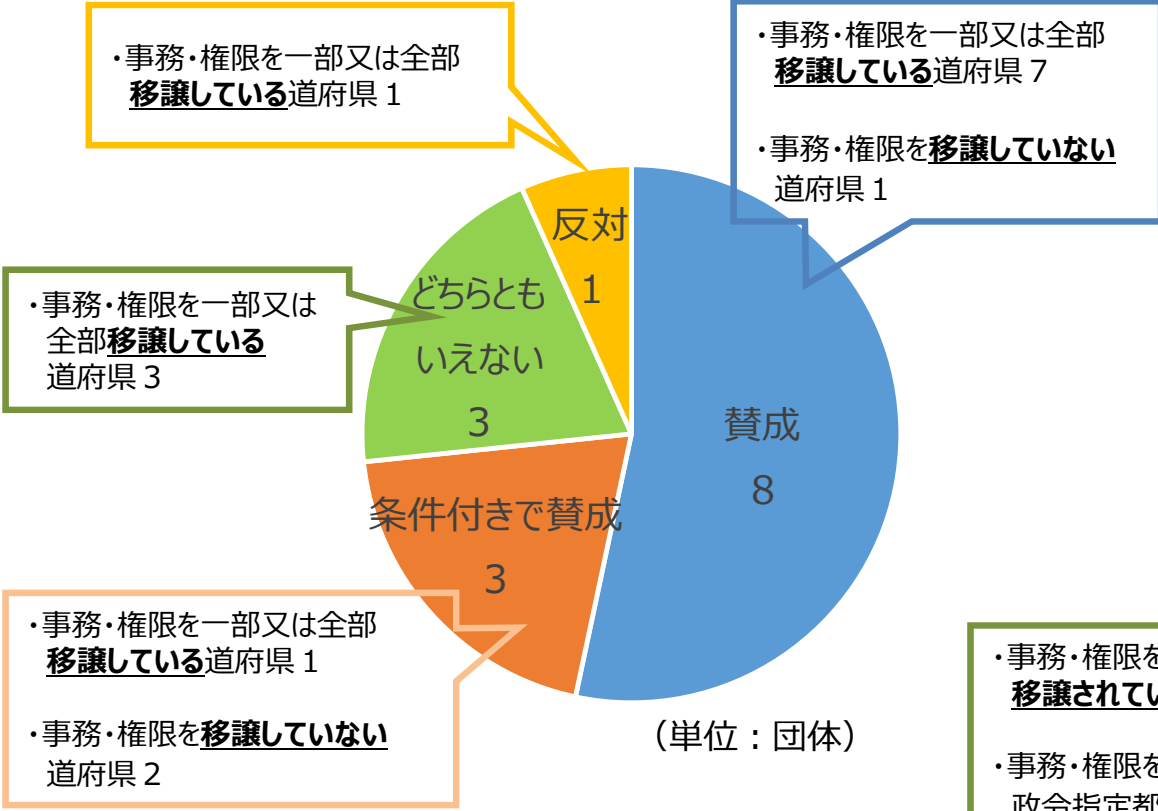
（3）追加共同提案団体

宮城県、新潟市、京都市、兵庫県、熊本県

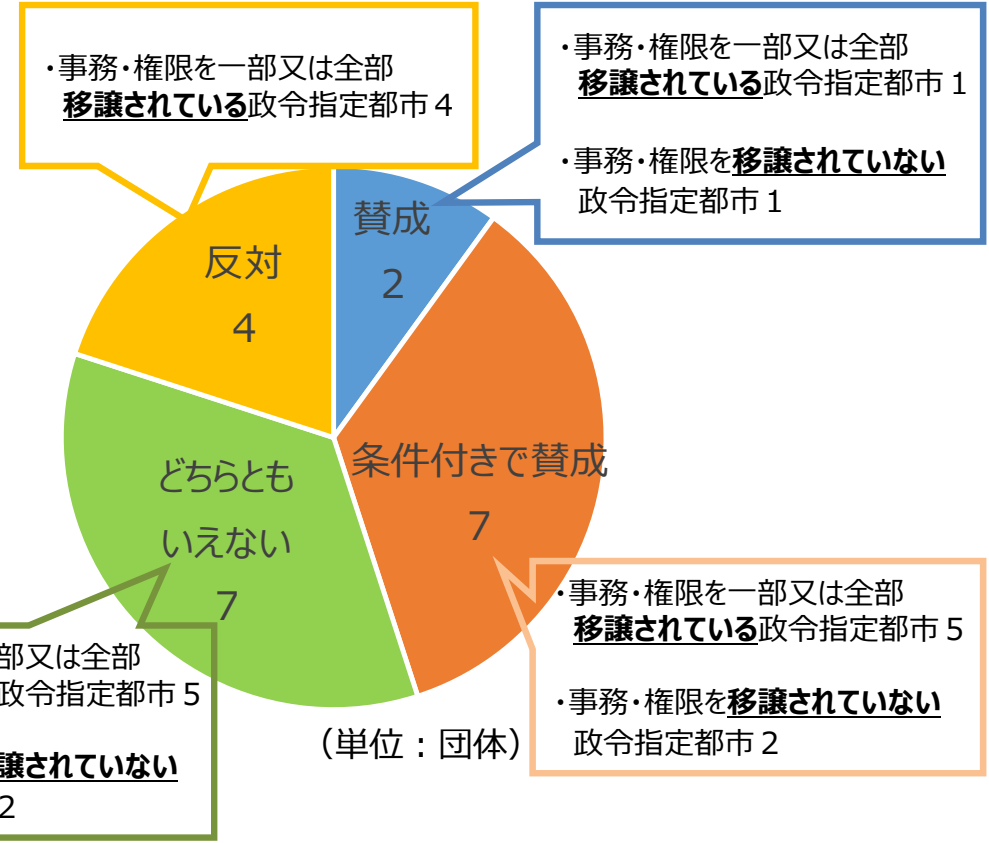
令和元年度中に実施した調査結果（令和元年8月23日～9月13日）

● 令和元年度中に該当自治体向けに行った調査結果においては、全国一律の権限移譲（地域、移譲事務）には賛否意見が分かれた。令和2年3月の液石小委の場で検討を実施し移譲については慎重に行うべきとの意見がいくつかあった。

道府県



政令指定都市



令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (地方分権改革推進本部決定)

- 地方分権改革推進本部第13回会合（本部長：安倍晋三内閣総理大臣、2019年12月23日開催）において、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」が決定。同日付けで同対応方針を閣議決定。

地方分権改革推進本部は、地方分権改革に関する施策の総合的な策定及び実施を進めるため、平成25年3月8日に閣議決定に基づき内閣に設置。

【液石法に係る閣議決定】

液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和元年度調査からのフォローアップ

産業構造審議会液化石油ガス小委員会（令和2年3月）における意見

ご意見をいただいた項目	委員名	役職	ご意見内容
地方分権改革に関する提案への対応状況について【報告】	吉川知恵子	吉川知恵子綜合法律事務所 弁護士	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果をみると、特に移譲を受ける側の政令指定都市の回答にばらつきが見られる。 法改正による権限移譲を実施するにしても、権限移譲に消極的な自治体に理由等を丁寧にヒアリングして、拙速を避け、実施に支障を来たさないような体制を整備して進めることが必要ではないか。移譲される政令指定都市にインセンティブになるものはないのか
地方分権改革に関する提案への対応状況について【報告】	本多文雄	一般社団法人日本ガス協会 常務理事	<ul style="list-style-type: none"> 次年度の検討で、各地域ごとの県・市町村の考えについて明確化されることが必要と感じる。
地方分権改革に関する提案への対応状況について【報告】	立原孝夫	一般社団法人全国LPガス協会 副会長	<ul style="list-style-type: none"> 政令指定都市への権限移譲について、業界団体としてはあまり望ましくないものと考えます。理由は、現状にあっても既に地方分権の中で権限移譲している都道府県は一定数あり、それを強制的に液石法において委譲するということで、既に一部の権限を委譲している都道府県にとって、場合によっては行政の混乱を招く恐れがあることを懸念します。また、販売事業者にとりましても、権限委譲されることでのデメリットとして、現状、都道府県管轄の事業者が政令指定都市管轄に移管することで、特定の行政手続きが煩雑化することや、管轄行政が増えることで、災害発生時の被害情報収集ルートが細分化し全体の情報把握に支障を来すなどの懸念があり、慎重に審議されることを望みます。
地方分権改革に関する提案への対応状況について【報告】	近藤賢二	高圧ガス保安協会 会長	<ul style="list-style-type: none"> 特に資料中に記載はないが、安全レベルが確保されることが大前提であることを確認させていただきたい。特に、実際に移譲されている政令指定都市の賛成はほとんどない（1のみ）であることに留意し、こうした政令指定都市の意見及びその理由にも十分耳を傾け、権限移譲の結果、安全レベルが損なわれないよう、十分な検証と必要な対策を講じていただきたい。
地方分権改革に関する提案への対応状況について【報告】	井伊重之	株式会社産業経済新聞社 論説委員	<ul style="list-style-type: none"> まずは地方自治体の中での話し合いを優先すべきではないでしょうか。県と市の関係は地方ごとに事情が違います。国が方向を出すにしても、地方の中での協議を担保する仕組みづくりも同時に考えるべきでしょう。

今後の日程

- 自治体、事業者等によっては全国一律の権限移譲に慎重な意見もあったことから、今後、**各業務における権限移譲の可能性等について、関係自治体に対し調査を行い、結果をまとめる予定。**その後、液石小委において検討を行った上で、**令和2年度中に結論を得る。**

令和2年

～9月 権限委譲の可能性等について聴き取り調査等を実施。（次ページ参照）

対象：政令指定都市、政令都市を持つ道府県全て（当該事務担当者）

9～10月 各道府県及び政令指定都市としての意向を調査。

10～11月 産業構造審議会液化石油ガス小委員会において審議。

11～12月 必要に応じて、個別に聴き取りを実施。

令和3年

3月 産業構造審議会液化石油ガス小委員会において審議（結論）

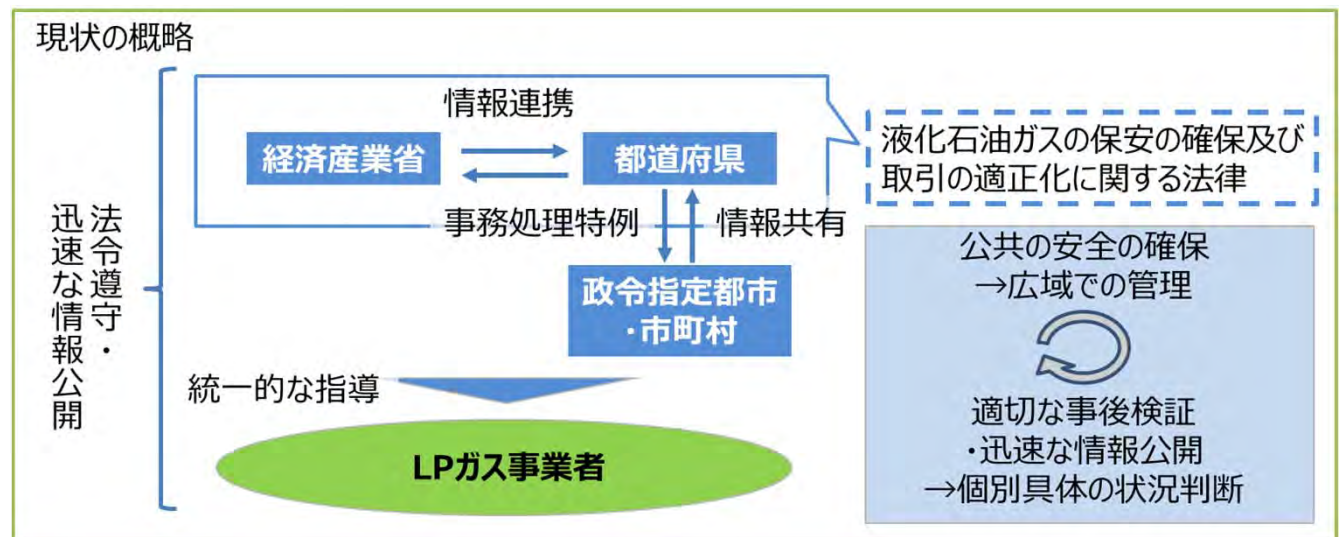
(参考) 各業務における権限移譲に関する調査概要

- 本年9月までを目途に、各業務における権限移譲の可能性、情報の管理体制（道府県－政令指定都市間の情報共有）等について、関係自治体（政令指定都市、政令都市を持つ道府県全て）に対し聴き取り調査等を行い、結果をまとめる予定。

調査項目

- これまでの権限移譲（○年に事務処理特例により○○業務を移譲）
- 体制と情報連携（道府県－政令指定都市間等）
- 各業務の権限移譲について
- 各業務の権限移譲を行う場合の障害について
- その他、事前情報収集における不足情報についての確認 等

情報の管理体制等についての調査の視点



提案の内容

「就学支援金の支給に関する事務」において、マイナンバーを利用して、「生活保護関係情報」を取得することを可能とすること。

(提案団体：埼玉県ほか)



提案に対する回答

御指摘のとおり、高等学校等就学支援金の支給に関する事務においては、情報照会により「生活保護関係情報」を取得することができない状況であるが、これを改善することにより、申請者及び行政の負担軽減につながるものと考えられる。

このため、今後、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、関係省庁や支給権者である都道府県等と調整を行ってまいりたい。

1. 高等学校等就学支援金について

高等学校等就学支援金は、高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満世帯の生徒等を対象に、年額118,800円（年収590万円未満世帯の私立高校生の場合、最大396,000円）を支給する制度。就学支援金支給事務は法定受託事務となっており、各都道府県において、受給資格の認定（所得要件の確認）のためにマイナンバーカードの写し等又は課税証明書等を保護者から取得している。

2. 受給資格の認定に係る基準

以下の式で定める算定基準額が304,200円未満（年収910万円未満相当）の場合に、高等学校等就学支援金を支給する。この際、生活扶助を受けている者など、地方税法第295条第1項各号に掲げる者等については、算定基準額を零として取り扱うこととしている（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項）。

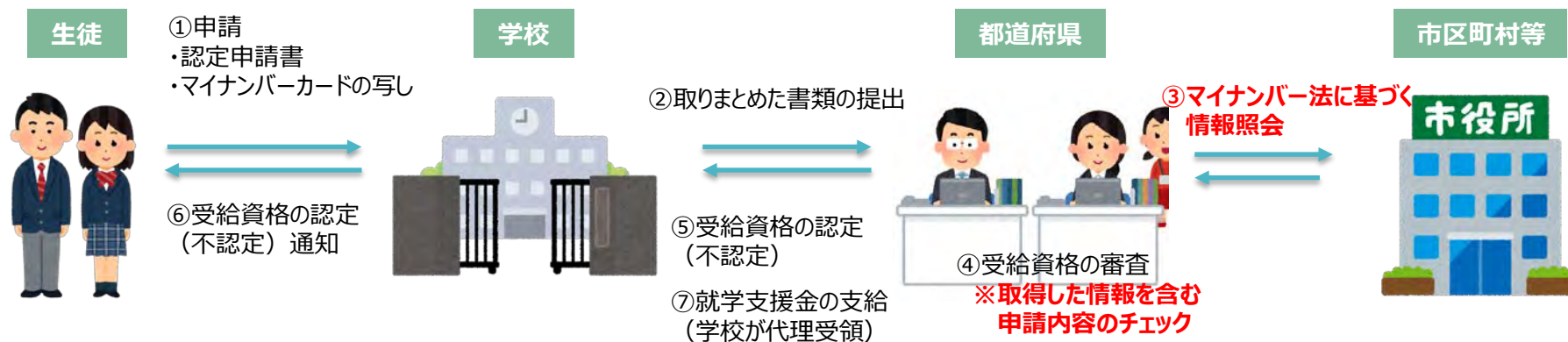
算定基準額 =

地方住民税の課税標準額（課税所得額） × 6% - 市町村民税の調整控除の額

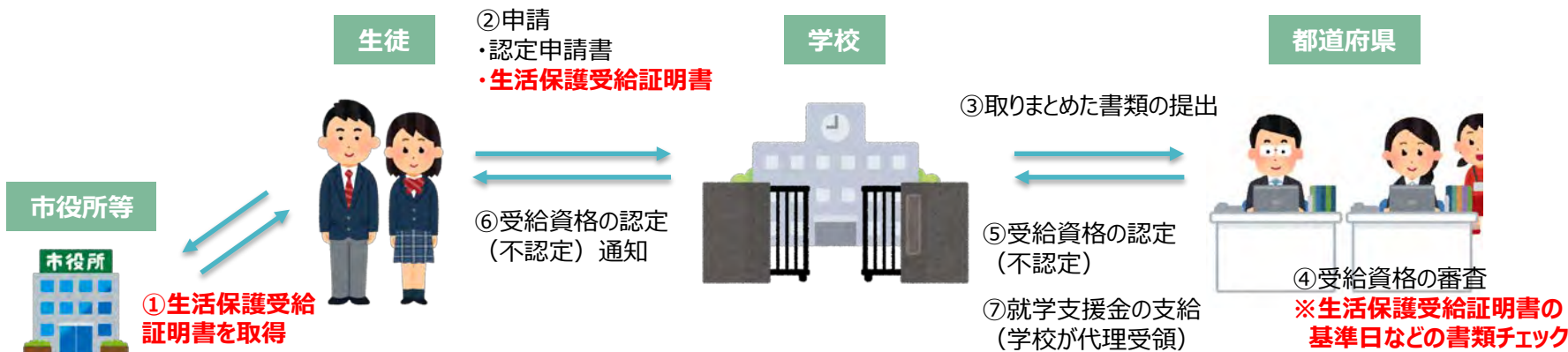
※調整控除とは、平成19年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人市民税・県民税と所得税の人的控除（基礎控除、配偶者控除等）の差額に起因する負担増を調整するための控除をいう。

3. 認定・支給事務の流れ

○ 通常の場合（マイナンバー法に基づく情報照会を利用する場合）



○ 生活保護受給証明書の場合



高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）

（受給資格）

第三条 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれかの高等学校等の課程）における就学について支給する。

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- 一 高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか、高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者
- 三 前二号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者

3 （略）

（受給資格の認定）

45 第四条 前条第一項に規定する者（同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会）に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

（事務の区分）

第十九条 第四条（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六条第一項、第八条第一項（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十一条第一項、第十七条及び前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）

（保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等）

第一条 （略）

2 法第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等（前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合又は当該保

護者等が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者若しくは同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。以下この項及び第四条第二項において「算定基準額」という。）（保護者等が二人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。第四条第二項において同じ。）が三十万四千二百円以上である者とする。

一・二 （略）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則

（平成22年文部科学省令第13号）

（受給資格の認定及び通知等）

第三条 法第四条に規定する認定の申請は、同条に規定する者（以下この項において「受給資格者」という。）が、様式第一号による申請書に、保護者等（令第一条第二項に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ。）又は課税証明書等（令第一条第二項第一号に規定する合計額及び同項第二号に規定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。第十条第二項及び第十一条第三項において同じ。）を添付して、当該受給資格者が在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程。次項及び第十一条第四項において同じ。）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。

2・3 （略）

地方税法（昭和25年法律第226号）

（個人の市町村民税の非課税の範囲）

第二百九十五条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税（第二号に該当する者にあつては、第三百二十八条の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

一 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

二 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。）

2・3 （略）